

## ＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

### コ③ レディーミストコンクリート(A5308)及びプレキャストコンクリート製品(A5371・72・73) における6ヶ月間生産実績について(改1)

2007年3月9日  
2008年8月25日改訂  
2019年11月29日改訂  
JIS登録認証機関協議会

#### 設 問

認証申請の際に6ヶ月間の生産実績を提出する必要があるのか。

#### 解 釈

6ヶ月間の生産実績がなくとも申請は可能。ただし、JIS 認証において、申請工場が安定的、継続的に JIS 適合製品を生産する能力があることを評価するために、6ヶ月間の生産実績が求められる。すなわち、認証を決定するまでに品質管理体制にかかる適合性の評価の一環として6ヶ月間の生産実績を確認する。

なお、品質管理体制にかかる6ヶ月間の生産実績は以下のとおりとする。

#### 【レディーミストコンクリート(A5308)】

1. 普通・舗装コンクリート：普通コンクリートは、生産実績6ヶ月以上かつ同一呼び強度のデータが30個以上必要。  
舗装コンクリートは、生産実績がなくとも、配合設計/配合確認、製造/検査設備等が整っていれば申請可能。ただし、上記、普通コンクリートの生産実績を有することが前提条件。
2. 軽量コンクリート：生産実績は6ヶ月以上かつ実機による同一呼び強度のデータが30個以上必要。
3. 高強度コンクリート：生産実績は6ヶ月以上かつ実機による同一呼び強度のデータが30個以上必要。

生産実績等のデータは、直近のデータでなくても可。(普通コンクリートを除く。)

#### 【プレキャストコンクリート製品(A5371・72・73)】

生産のある月数でトータル6ヶ月の生産実績が必要。

以 上